



中国四国地域における農地集積の取組事例



令和2年3月



中国四国農政局経営・事業支援部農地政策推進課編集

はじめに

中山間地域が農地面積の6割を占める中国四国地域では、農業就業人口が減少し、高齢化も急速に進行しています。

このような中、地域の農地を次の世代に継承していくためには、担い手への農地の集積・集約化を図ることが重要ですが、狭小で不整形な農地が多いことや、相続未登記農地の問題等もあり農地の集積・集約化が遅れています。

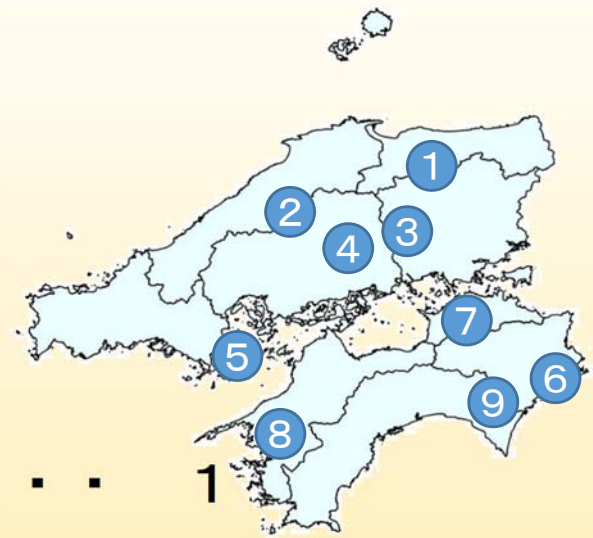
一方、当該地域においては、地形条件や気象条件に合った多様な農産物が生産されており、その営農体系毎に独自の集積・集約化が取り組まれている地域もあるところです。

複雑・多岐な農業経営が展開されている中国四国地域において、現場の取組事例を調査することにより、担い手への農地集積が「なぜ進まないのか」、「どうすれば進むのか」、「誰がどのように取組を進めたのか」を現場実態から浮き彫りにし、その結果を事例集として取りまとめることとしました。

この事例集が、今後の取組において、担い手への農地集積・集約化や人・農地プランの実質化に資するとともに、それぞれの現場において真摯に取り組まれている市町村担当者をはじめ関係者の方々の一助となれば幸いです。

最後に、本報告書の作成に当たり、多大な協力をいただいた市町村、県の担当者や関係各機関の皆さまに心から感謝申し上げます。

目 次



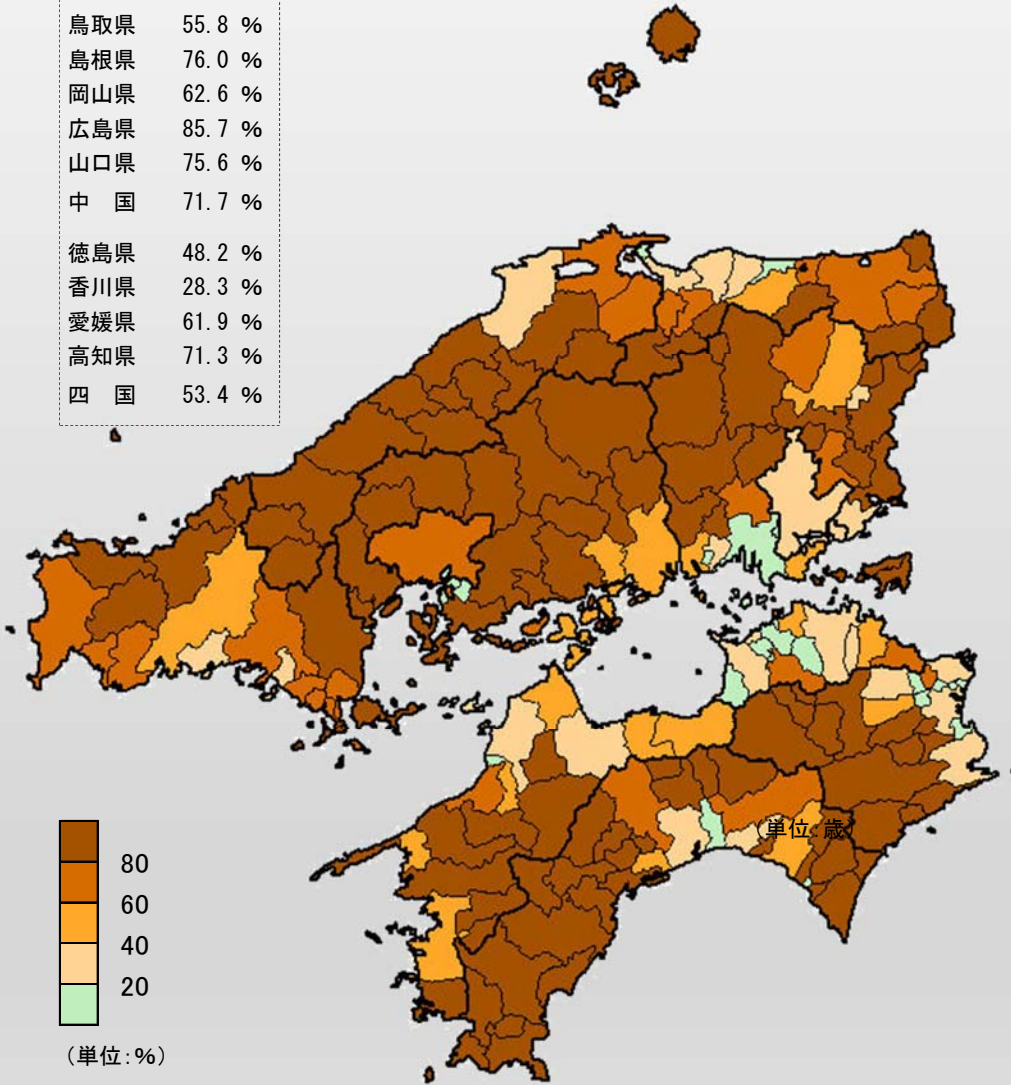
1. 統計データで見る中国四国地域の現状	1
2. 各県の実施事例	
(1) 鳥取県 ひのちよう 日野町の実施事例	5
(2) 島根県 みさとちよう 美郷町の実施事例	7
(3) 岡山県 たかはしし 高梁市の実施事例	9
(4) 広島県 せらちよう 世羅町の実施事例	11
(5) 山口県 すおうおおしまちよう 周防大島町の実施事例	13
(6) 徳島県 みなみちよう 美波町の実施事例	15
(7) 香川県 あやがわちよう 綾川町の実施事例	17
(8) 愛媛県 せいよし 西予市の実施事例	19
(9) 高知県 きたがわむら 北川村の実施事例	21

統計データでみる中国四国地域の現状

耕地面積のうち中山間地域が占める割合 (※1)

各県毎の割合

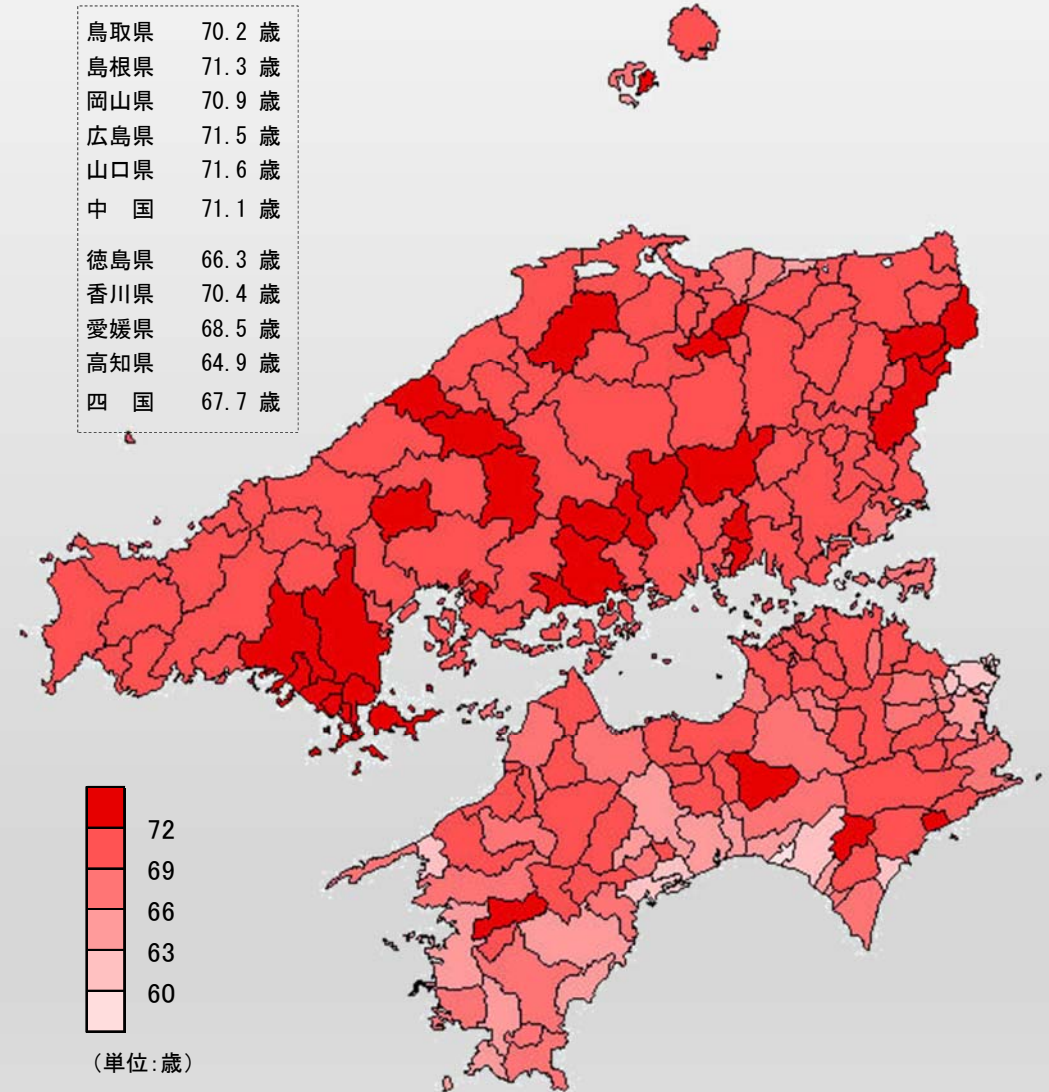
鳥取県	55.8 %
島根県	76.0 %
岡山県	62.6 %
広島県	85.7 %
山口県	75.6 %
中国	71.7 %
徳島県	48.2 %
香川県	28.3 %
愛媛県	61.9 %
高知県	71.3 %
四国	53.4 %



基幹的農業従事者 (※2) の平均年齢 (2015年)

各県毎の平均年齢

鳥取県	70.2 歳
島根県	71.3 歳
岡山県	70.9 歳
広島県	71.5 歳
山口県	71.6 歳
中国	71.1 歳
徳島県	66.3 歳
香川県	70.4 歳
愛媛県	68.5 歳
高知県	64.9 歳
四国	67.7 歳



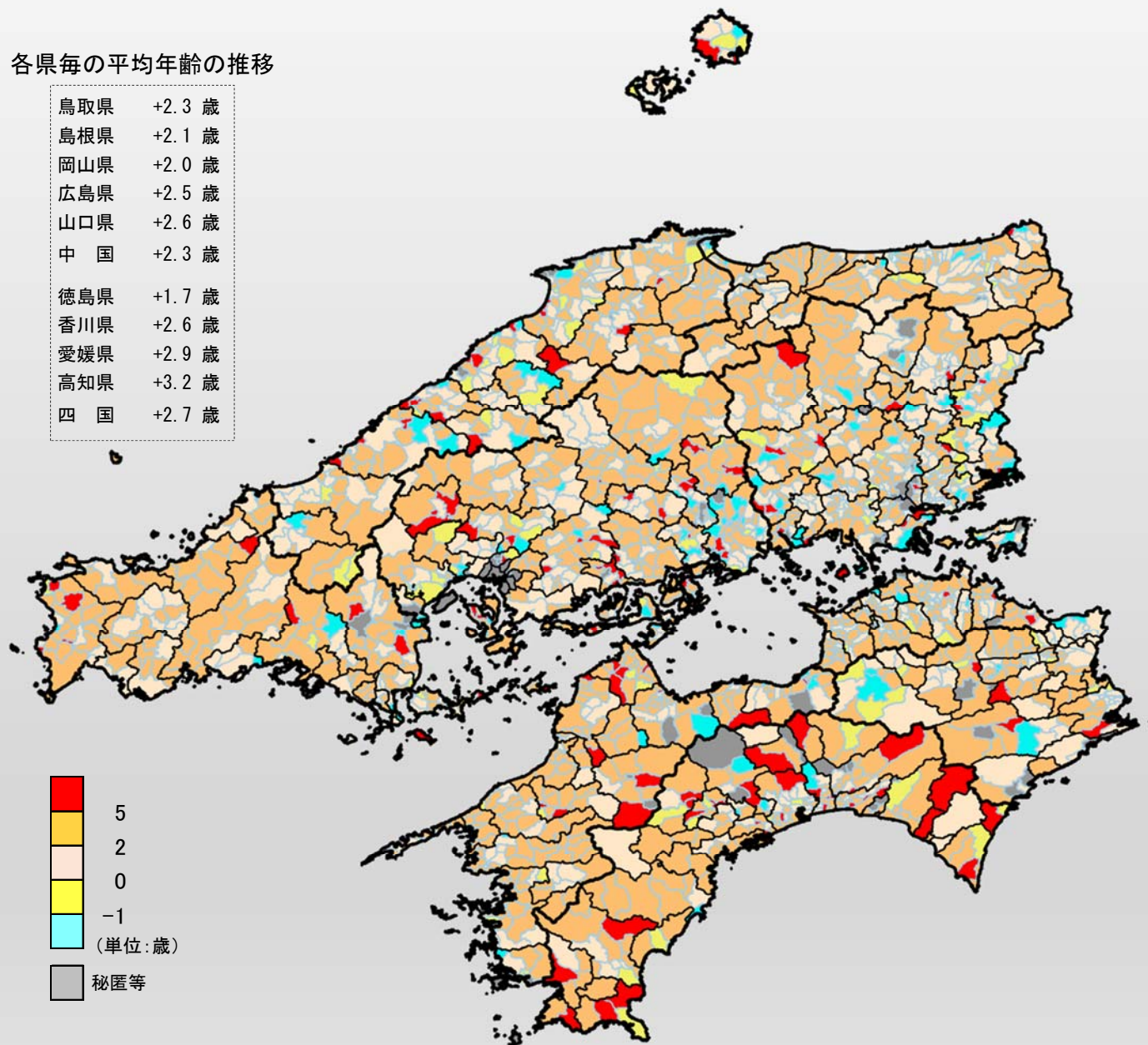
※1: 2015年農林業センサス地域調査における耕地面積のうち、農林統計上の農業地域類型区分「中間農業地域」及び「山間農業地域」の占める割合

※2: 農業就業人口(自営農業に主として従事した世帯員)のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者

基幹的農業従事者の平均年齢の推移(2005→2015)(旧市町村別単位)

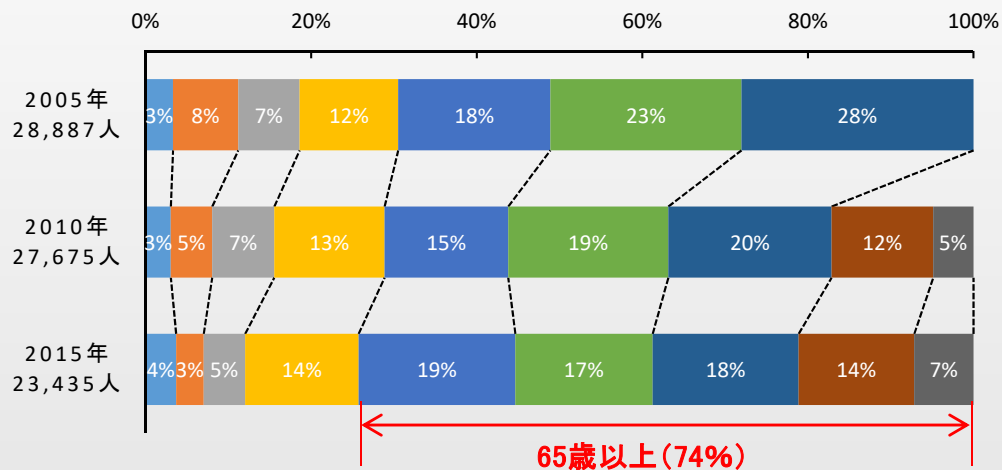
各県毎の平均年齢の推移

鳥取県	+2.3 歳
島根県	+2.1 歳
岡山県	+2.0 歳
広島県	+2.5 歳
山口県	+2.6 歳
中 国	+2.3 歳
徳島県	+1.7 歳
香川県	+2.6 歳
愛媛県	+2.9 歳
高知県	+3.2 歳
四 国	+2.7 歳

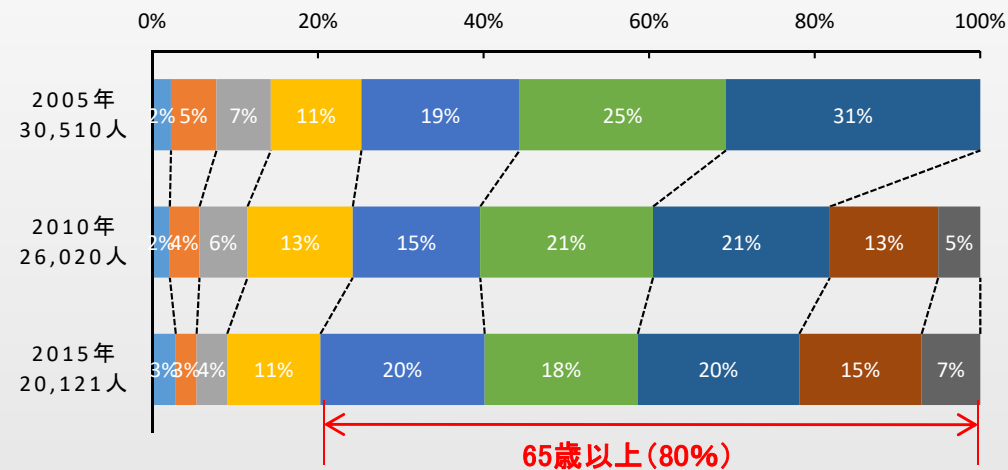


年齢別の基幹的農業従事者数の推移

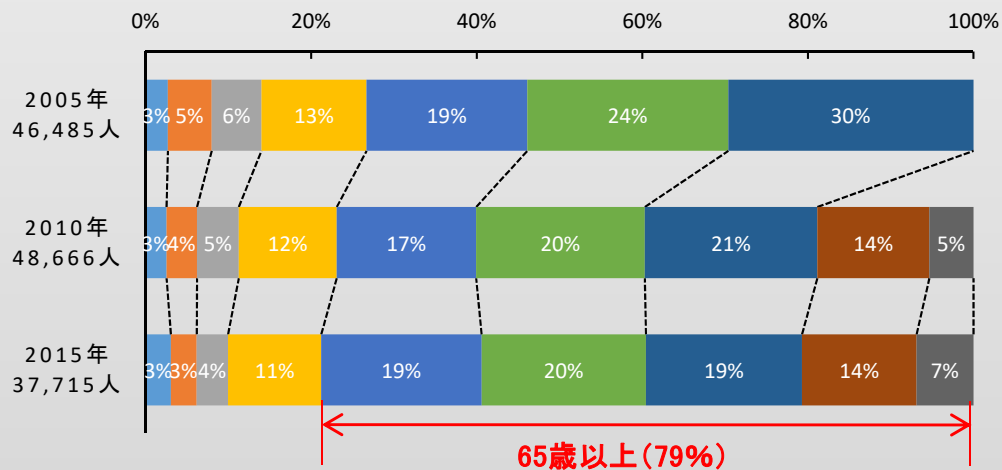
【鳥取県】



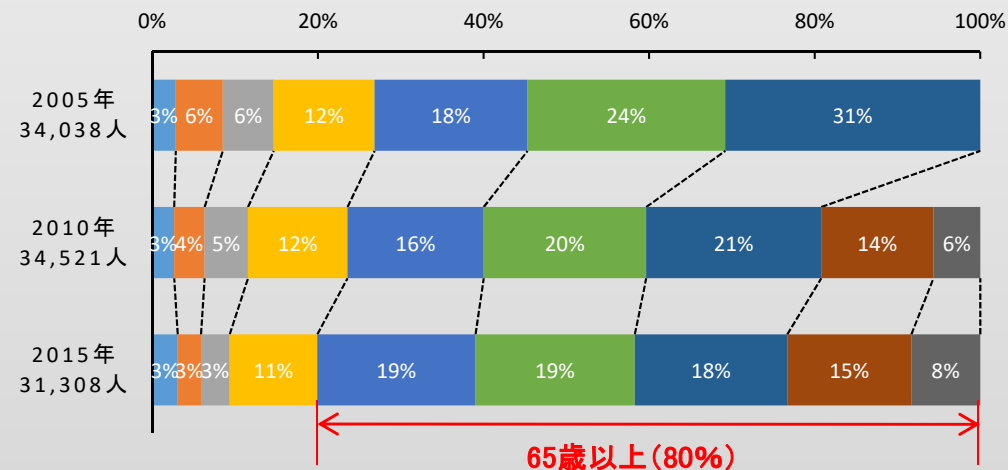
【島根県】



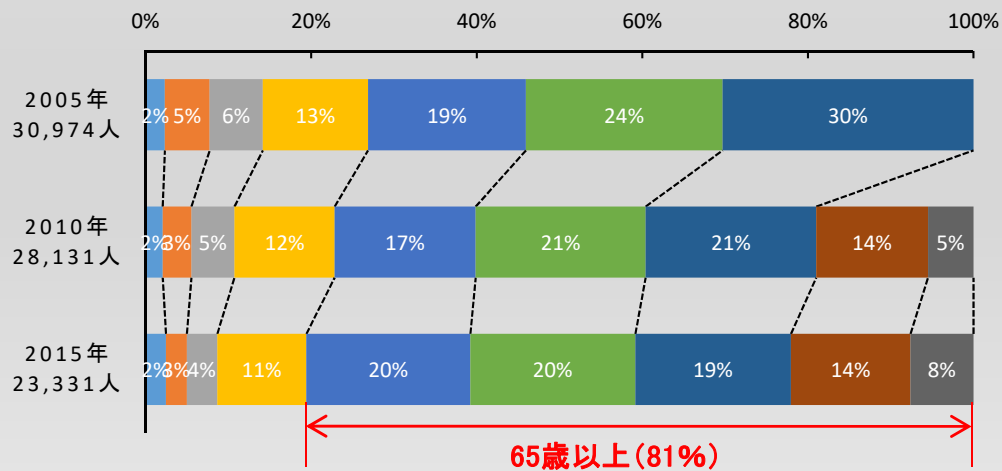
【岡山県】



【広島県】



【山口県】

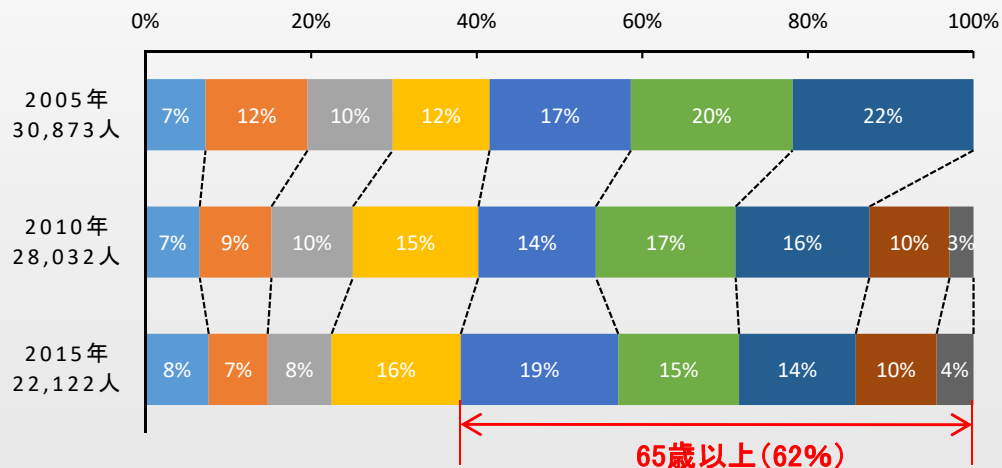


- 45歳未満
- 45歳以上55歳未満
- 55歳以上60歳未満
- 60歳以上65歳未満
- 65歳以上70歳未満
- 70歳以上75歳未満
- 75歳以上80歳未満
- 80歳以上85歳未満
- 85歳以上

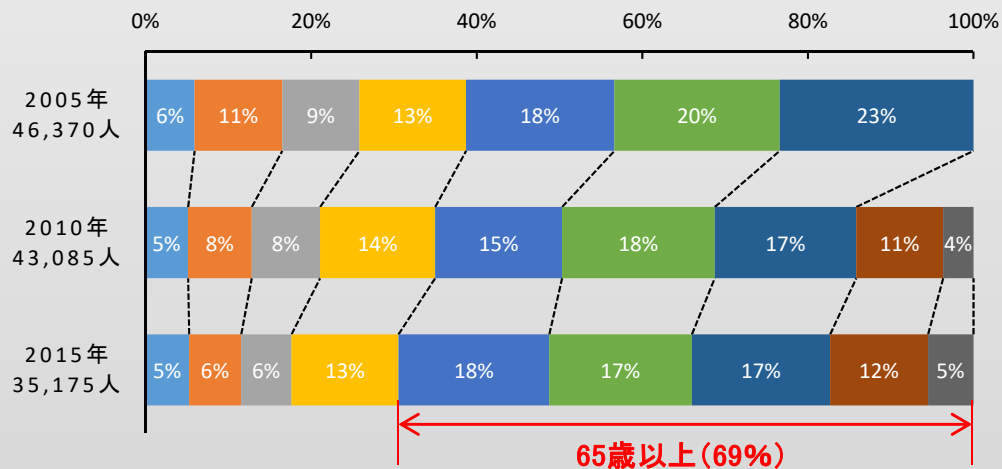
※：2005年農林業センサスでは「80歳以上85歳未満」及び「85歳以上」の区分はなく、「75歳以上」のみ。

年齢別の基幹的農業従事者数の推移

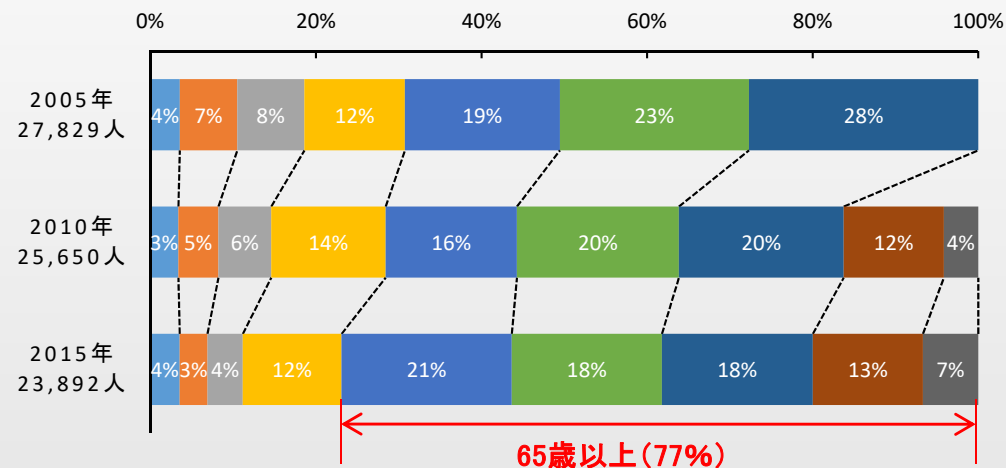
【徳島県】



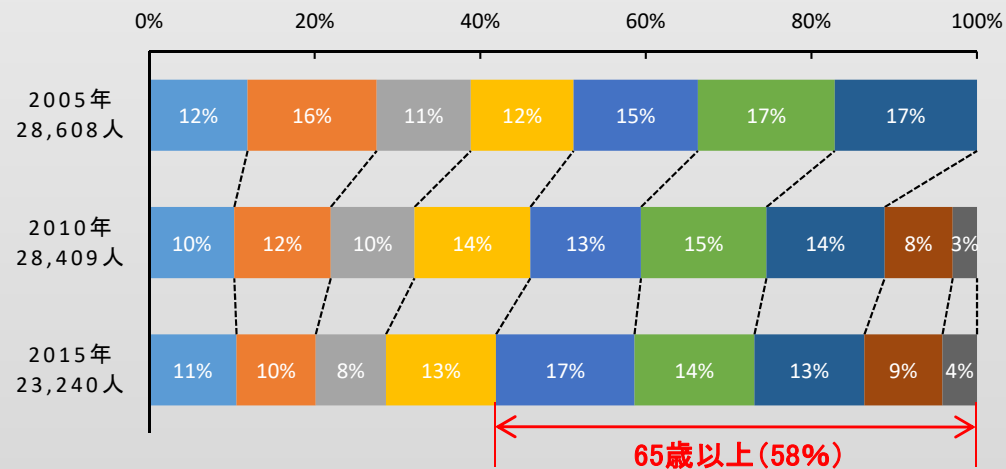
【愛媛県】



【香川県】



【高知県】



- 45歳未満
- 45歳以上55歳未満
- 55歳以上60歳未満
- 60歳以上65歳未満
- 65歳以上70歳未満
- 70歳以上75歳未満
- 75歳以上80歳未満
- 80歳以上85歳未満
- 85歳以上

※: 2005年農林業センサスでは「80歳以上85歳未満」及び「85歳以上」の区分はなく、「75歳以上」のみ。

鳥取県日野町の取組事例

鳥取県



ポイント

農業委員会が戸別訪問により農地所有者の意向を把握し、町単独事業を活用して優良農地の利用を推進

概要

- 日野町は県南西部に位置する中山間地域で急峻な地形に農地が点在。夏季冷涼、冬場の積雪などの自然環境が食味の良いコメを育む県下でも指折りの良質米産地。海藻農法による付加価値向上の取組を担い手法人や集落営農組織が牽引。
- 高齢化の進展により担い手不足が懸念される中、白ねぎやブロッコリー等を特産作物と位置づけ、定年帰農者、新規就農者、生産組織の育成による産地化や生産面積の拡大を推進。

(基本データ)

- ・農業地域類型: 山間農業地域・水田型
- ・総農家数 431戸
- ・基幹的農業従事者数 304人
- ・認定農業者数 4経営体(うち法人数 1経営体)
- ・集落営農数 6
- ・農業経営体の経営耕地面積 228ha(田212ha、畑16ha)
- ・1経営体あたりの耕地面積 88.4a
- ・主な農作物 水稻
- ・農業委員数 5人
- ・農地利用最適化推進委員数 3人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 3地区のプランを策定し、町内全地域をカバー。
- 策定にあたっては、町が農業委員会、機構等に意見徴取して現状確認するとともに、関係機関と連携して実質化を推進。

人・農地プランの概要

- プラン数 3(対象集落数35)
 - ・中心経営体数 15(個人9、法人4、集落営農2)
- ・中心経営体の経営面積 100ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 農業委員会が中心となり、町、JA等の関係機関が担い手と連携して、農地集積を推進。
- 集落ごとの話し合いを促進して、守るべき農地を明確化。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積 94ha(集積率23.1%)

【内訳】

認定農業者	47ha
認定新規就農者	0ha
基本構想水準到達者	46ha
集落営農経営	-ha



田園風景



集落の共同作業の様子



農業委員会の会合の様子

農地集積の阻害要因

地域の農地を守る担い手が不足

出し手要因

- 「地域の農地は地域で守ってきた」という自負から、域外担い手の受け入れには難色。
- 営農の継続は難しいと考えつつも規模縮小や離農にあたっては、「信頼できる人に任せたい」と指向する傾向。
- 不在地主は農地所有者としての当事者意識が低く、農地の維持・管理を放任する傾向にあるため、受け手が敬遠。

受け手要因

- 集落営農組織は、オペレーターの高齢化により、規模拡大が困難な状況。
- 水稻主体である個人農家は、収益性が見込めない小規模農地の借受には躊躇。



地域の話し合いの様子

課題解決に向けた取組(工夫した点等)

農業委員会、町の取組

- 農業委員会は、農業委員5名、農地利用最適化推進委員3名に加え、町単独で農地利用最適化協力員3名を配置し、町内の全農家を対象に、後継者の有無や農地をあと何年維持できるかなどを戸別訪問によりアンケート調査して地図化。
地域の話し合いでは、作成した地図を活用して危機意識を高めていくとともに、農地利用の最適化に向けた活発な議論がスタート。
また、離農の意向を示した地権者を訪問し、機構を活用した担い手への農地集積を推進。
- 町は、機構を活用した担い手への集積を進めるため、町単独事業により新規集積時に8,000円/10aを支給するなど受け手を支援。また、集落営農組織の設立や既存組織間の連携を推進。
- 農林振興公社は、農地の維持・管理を補完する最後の砦として、そば栽培の一部作業受託などを行い担い手不足に陥る地域の労働力をカバー。

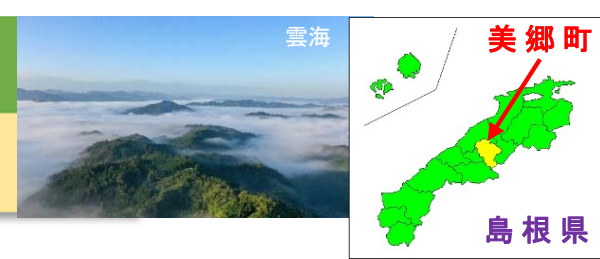
機構の取組

- 就農支援対策として、高収益作物の栽培技術や経営ノウハウ等の研修(アグリスタート研修事業)を実施。
→親元就農を目指す若手農家が白ねぎ栽培を学ぶために受講。研修終了後は機構を通じた集積を予定。
- 関係機関で構成する市町村チーム会議の一員として担い手への農地集積を推進。

今後の方針等

- 地図化により各集落の実態を浮き彫りにして、集落が抱える課題を明確化。毎月開催される農業委員会の会合で課題を共有しながら地域の活発な話し合いを後押し。
- 機構と連携して優良農地の活用を進めるとともに、担い手不足に対応するため意欲ある集落営農組織の体制強化を支援。
- 人・農地プランにより地域一体となって話し合い、助け合い、農地や地域を守っていく仕組みを構築。

島根県美郷町の取組事例



ポイント

町が社団法人を設立し、担い手不在地域の農地を守る体制を構築

概要

- 美郷町は島根県のほぼ中央部に位置し、総面積の95%を山林が占める中山間地域。帯状あるいは階段状に小規模農地が点在しており、農地の遊休化や担い手不足、鳥獣被害による耕作意欲の減退が深刻。
- 水稻に依存した営農形態で集落営農組織の法人化が進められているが、耕作者が年々減少する中、担い手の負担軽減のため、基盤整備による条件改善が急務。また10年後も営農継続できるよう、集落営農組織の法人化と併せて機構活用による農地集積を推進。

- (基本データ)
- ・農業地域類型: 山間農業地域・水田型
 - ・総農家数 623戸
 - ・基幹的農業従事者数 294人
 - ・認定農業者数 13経営体(うち法人数 7経営体)
 - ・集落営農数 22
 - ・農業経営体の経営耕地面積 358ha(田292ha、畑66ha)
 - ・1経営体あたりの耕地面積 102.5a
 - ・主な農作物 水稻
 - ・農業委員数 6人
 - ・農地利用最適化推進委員数 7人



石見神楽

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 平成24～26年度にかけて4地区のプランを策定し、町内全地域をカバー。
- 令和元年度から対象地区の見直し等により、農業委員や最適化推進委員をはじめ、機構、JA等関係機関と連携して実質化を推進。

人・農地プランの概要

- プラン数 4 (集落数116)
 - ・中心経営体数 (個人9、法人10、集落営農14)
 - ・中心経営体の経営面積 246ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 集落営農組織の法人化と併せ、機構を活用した農地集積を一体的に推進。
- 相対による利用権設定期間満了後に機構への切り替えを推進。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積 149ha (集積率22.9%)

【内訳】

認定農業者	110ha
認定新規就農者	-ha
基本構想水準到達者	1ha
集落営農経営	38ha



担い手不足により遊休化

解消



設立された受け皿法人により再生



農地集積の阻害要因

不在地主の増加や担い手不足から遊休化が進行

出し手要因

- 過疎化に伴う不在地主の増加により遊休化が進行。優良農地であっても耕作されなくなる恐れ。
（高齢化が進展しているが、子や孫は経営継承せずに町外へ出て行く傾向。後継者不足から「担い手に農地を守ってほしい」と切望。）

受け手要因

- 農地が面的にまとまっておらず、作業効率の悪さから農地集積が停滞。
- 水田地域であり、主に集落営農組織が農地を守っているが、リーダー不在で組織化すら困難な地域が町の約4割（受け手不足）。
- 既存の集落営農組織はすでに限界まで耕作を引き受けており、これ以上の借受は困難。



リースハウスでのトマト栽培

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

町の取組

- 地域の担い手確保のため、平成12年度から集落営農組織設立時に大型機械等の導入を支援（平成30年までに19組織設立）。うち15組織は任意組織であるが、高齢農家の受け皿として農地を保全。体制強化のため、法人化を推進。
- 集落営農組織の設立が困難な地域の農地を守るため、平成30年に一般社団法人ファームサポート美郷（ファーム美郷）を設立（※1）。農の雇用事業や地域おこし協力隊を活用して従事者を確保し、11.5haを機構から借り入れて野菜、そば等を栽培。また、高齢農家から農作業も受託。
また、中山間地域等直接支払制度の集落協定にかかる事務を支援（※2）。
※1：過疎債等を活用し、町が設立経費を全額負担。設立翌年にJAも出資。
※2：ファーム美郷が構成員として参加することで中山間地域等直接支払の集落協定が復活。
- 受け手対策として農地流動化補助金（町単独事業）により、担い手や経営規模拡大農家を支援（機構活用に向け設定期間や補助率の見直し等を検討中）。
- 農山漁村活性化プロジェクト支援交付金を活用し、平成27年度からリースハウスを整備（38棟）し、高収益作物への転換を推進。
- 集落営農組織は条件改善を要望しており、農家負担のない基盤整備を実現するため、機構を活用した農地集積を推進。

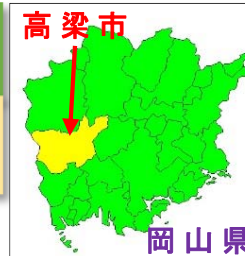
JA、集落営農法人の取組

- JAは、高齢農家からの作業受託時の各種調整を担い、ファーム美郷の法人経営を支援。また、水稻や薬草栽培等の技術を研修生（地域おこし協力隊）に指導するなど担い手の確保に尽力。
- 集落営農法人は、県外に移住した農家の子や孫が、機構を活用して集積した農地に関わりを持つよう繁忙期の援農（日当支給）を働きかけるとともに、収穫祭を開催するなど関係人口の増加に向けた取組を実施。
→声かけが奏功し、広島県などに移住した子や孫が、繁忙期の農作業を応援するとともに収穫祭に参加し交流。

取組の成果・今後の方針等

- 集落営農の法人化・広域化による機構活用の農地集積を推進することで、基盤整備を実現するための課題解決に向けた意欲が向上。
- 他県自治体と情報交換し、労働力不足を相互にカバーし合う仕組みを検討。

岡山県高梁市の取組事例



ポイント 市やJA等が新規就農者を育成し、就農時の農地を機構活用により確保

概要

- 高梁市は吉備高原の西端にあり、農地の多くは標高400m前後の高原地帯に位置し、冷涼な気候を活かした果樹や野菜の栽培が盛んで、特にニューピオーネ、夏秋トマトは県内屈指の産地。
- 近年は、高齢化による離農の増加に伴い遊休化が進行。担い手不足と有害鳥獣被害への対応(※)が急務。
※野猪等捕獲柵設置事業により野猪等防護柵を補助する対策(市)
- 市はJA、県、機構と連携し、新規就農者の育成と営農環境の整備を一体的に支援。

- (基本データ)
- ・農業地域類型: 中間農業地域・田畑型
 - ・総農家数 3,212戸
 - ・基幹的農業従事者数 2,183人
 - ・認定農業者数 195経営体(うち法人数 18経営体)
 - ・集落営農数 21
 - ・農業経営体の経営耕地面積
1,310ha(田888ha、畑422ha)
 - ・1経営体あたりの耕地面積 75.1a
 - ・主な農作物 ぶどう、トマト
 - ・農業委員数 18人 農地利用最適化推進委員数 7人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 平成24～26年度にかけて18地区でプランを策定。
平成27年度に対象地区を見直した後は17地区のプランで市内全域をカバー。
- 毎年各プランごとに、推進委員会座談会を開催し、JA・普及指導センター等とともに現状確認や見直しを検討。

人・農地プランの概要

- プラン数 17(集落数373)
 - ・中心経営体数 236
(個人213、法人18、集落営農5)
- ・中心経営体の経営面積 389ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 市、農業委員会、JA等関係機関による高梁市農地集積推進チーム会議を定期的に開催して情報共有を行うとともに、モデル地区を中心に話し合いを推進して、機構を活用した担い手への集積を一体的に支援。
- 利用権設定期間満了後の農地については、機構への切り替えを推進。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積
532ha(集積率18.0%)

【内訳】

認定農業者	326ha
認定新規就農者	15ha
基本構想水準到達者	116ha
集落営農経営	75ha



霧に浮かぶ松山城



特産のニューピオーネ



特産のトマトの選果

農地集積の阻害要因

担い手不足から農地を守り切れず 遊休化が進行

出し手要因

- 高齢農家は、周りに迷惑をかけたくない、という責任感から「体力が続く限り農地を守る」という意向が大半。手放す場合は地元の信頼できる農家に預けたいと考える傾向。
苦勞して長年守ってきた農地に愛着もあり、権利移動が停滞。

受け手要因

- 遊休化した農地は、病虫害の温床や野生獣の住処となるなど営農に支障をきたすため借受に難色。
- 地元で信頼されている法人等は、すでに限界まで農地を引き受けており、これ以上の借受は困難。
- 特産品であるニューピオーネや夏秋トマト等の栽培技術を有する担い手が減少。



農業スクールの様子



和牛放牧

課題解決に向けた取組(工夫した点等)

市の取組

- 新規就農者や定年帰農者向けに、県（農業普及指導センター）、ＪＡと連携して農業スクール（ニューピオーネ等）を開校し技術習得を支援。
- 農地耕作条件改善事業を活用して就農用農地を整備。農地は機構が中間保有し、研修終了後に配分。
- 新規就農時に必要な果樹棚やビニールハウスを導入する経費を補助し、初期投資の負担を軽減。
- 土地利用型農業の経営安定を図るため、集落営農組織の法人化を推進。
→農作業に負担を感じる農家の農地や遊休化した農地等を機構活用により集落営農法人へ集積。
- 農地の荒廃を防ぐため、機構を活用して遊休農地を集積する取り組みを推進。
→障がい者の就労継続を支援する事業者や和牛放牧により里山風景の再生を目指す農事組合法人が機構を活用して遊休農地を借受。

ＪＡ、地区組織の取組

- ＪＡは、地域の衰退を防ぎたいとの思いから、各部会の理事を活用して就農希望者（ＵＩＪターン）を積極的に受け入れて就農までバックアップ。
各部会の理事は、研修生の「師匠農家」として、技術指導の他、研修用農地や住まいの確保に尽力するとともに新規就農者が地域に溶け込み信頼されるよう、しきたりや守るべきルールを伝授。
また師匠農家は、機構を活用して就農時の農地確保をサポートするとともに、就農者同士が交流する「後継者クラブ」（※）への参加を勧めて営農上の不安を解消。
- 後継者クラブは、日頃の交流活動でキャッチした出し手情報と受け手のニーズを地区組織（師匠農家、市、ＪＡ、農業委員等で構成）へ集約し、機構を活用したマッチングを推進。

※農業経営者としての資質向上を目的に設立した岡山県新農業経営者クラブ連絡協議会（事務局：農業普及指導センター）の下部組織。地域のつながりや農業者同士の結束力向上をサポート。

取組の成果・今後の方針等

- 新規就農者が産地の担い手として定住し活躍することで、遊休農地化を防ぐとともに県内屈指の産地を維持発展。

広島県世羅町の取組事例



ポイント

基盤整備に加え、機構コーディネーターのマッチングにより農地を集積し、地域農業を維持・強化

概要

- 世羅町は標高300mから500mの丘陵地帯(世羅台地)に位置し、県営・国営の農地開発事業(昭和30年代後半～)により山林原野を農地造成。一方で工業発展等により兼業農家が増加。
- 個人農家は主に水稻単作経営、法人は果樹、野菜、花き、畜産などの営農を基盤とした生産性の高い農業経営を展開。
- 近年は、高齢化による担い手不足や土地持ち非農家の増加による遊休農地化が進行。谷間の狭小な農地は整備済であっても荒廃が進行。
- 町は、「世羅町農業振興ビジョン」により農地集積、農村環境の整備、担い手の育成を推進。

- (基本データ)
- ・農業地域類型: 中間農業地域・水田型
 - ・総農家数 2,088戸
 - ・基幹的農業従事者数 1,621人
 - ・認定農業者数 131経営体(うち法人数 75経営体)
 - ・集落営農数 44
 - ・農業経営体の経営耕地面積
2,753ha(田2,339ha、畑414ha)
 - ・1経営体あたりの耕地面積 178.4a
 - ・主な農作物 水稻、果樹、野菜、花き
 - ・農業委員数 14人
 - ・農地利用最適化推進委員数 31人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 主に集落営農法人が設立された地区を中心に各集落単位でプランを検討し、平成29年度までに166集落中97集落でプランを策定。
- 実質化されたプランは37(全54プラン)あり、広域プランを除いた残り16プランで工程表を作成。
- 策定にあたっては、町が原案を作成し農業委員会等と連携して推進。

人・農地プランの概要

- プラン数 54(集落数97)
 - ・中心経営体数 92(個人40、法人52)
- ・中心経営体の経営面積 2,144ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 集落営農法人は町、新規集積は機構コーディネーターが中心となり、農業委員会、県、JA等の関係機関が連携して農地集積に取り組んでおり、世羅町担い手育成協議会で課題や進捗状況を共有。
- 担い手不在地域では地域での話し合いにより、近隣の大規模農家等の担い手への集積を推進。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積
1,584ha(集積率47.9%)
- 【内訳】
- | | |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 1,552ha |
| 認定新規就農者 | 19ha |
| 基本構想水準到達者 | 13ha |
| 集落営農経営 | -ha |

農地集積の阻害要因

優良農地が揃わずマッチングが難航

出し手要因

- 都市部に住む相続人は、賃料の相場観が異なるため貸付には難色。また、負担金を払ってまでほ場整備することに抵抗感。
- 高齢農家は、農地を貸すと返してもらえないとの意識から貸付に難色。

受け手要因

- 小規模農地での耕作は生産性が低いため、まとまった農地（1ha程度）の借受を希望。
- 整備済みであっても谷間の狭小な農地は、耕作条件の悪さから敬遠。
- 農地の約7割は整備済であるが区画は20a程度。また、農道が狭く農業機械の大型化が難しいうえ、排水性の悪さから高収益作物への転換に不向きな農地もあり、意欲のある担い手法人が借受を見送る傾向。



田園風景



地域の話し合いの様子



農産物販売イベントの様子

課題解決に向けた取組(工夫した点等)

地域駐在コーディネータ(機構)の取組

- 機構コーディネータは町の元職員であり、現役時代の人のネットワークがあるため地域の実情に精通。農地問題の相談役も担いながら出し手の掘り起こしや受け手のニーズを把握。
→リタイヤの可能性のある農家へ訪問（不在の場合は名刺とパンフレットをポストに置いて再訪問）したり、不在地主へ連絡を取って、意欲ある担い手に農地を任せるよう誘導。難色を示す場合は時間をおいて再度声かけし、農地を守るという機運を醸成。
- 機構の活用を促した地権者から貸付の相談があれば、現地調査を実施。未整備農地や谷間の狭小な条件不利地もあるが幅広くデータ蓄積し、農地の集約化を見据えた組み合わせを考えて、借受希望者とのマッチングを実施。
- 高齢化の進行に危機意識を持たない農家には、図面を示して地域全体の課題として取り組めるよう誘導。また、担い手不在の集落が主体的に地域外の担い手と呼び込めるよう、キーパーソン（行政OB、農協OB、農業委員等）に協力を要請。
- 地域の代表者に対し、若者に世話役を押しつけすぎないように進言して、若手農家が根付くよう配慮。
- 基盤整備事業の意向がある集落では、地権者をはじめとした関係者に働きかけを行い、機構を活用して担い手に集積できるよう尽力（担い手法人等は、機構コーディネータに信頼を寄せており、機構活用を前提とした再編整備や集積を希望）。
- 新規就農者が農地の借受を希望する場合は、蓄積したデータの中から選定して斡旋。

関係機関の取組

- 町は、高収益が見込める畑作中心の営農形態への転換を図るため、基盤整備による条件改善を推進。機構を活用した集積を進めるとともに、担い手法人が効果的な経営戦略や雇用創出に取り組めるよう県と連携してアドバイス。
また、地域やJAから入手したリタイヤ農家の情報を機構コーディネータに繋げて出し手の掘り起こしに協力。
- 世羅町担い手育成協議会は、世羅産業創造大学を設立して町外、県外から就農希望者を募集。就農者コースと経営者コースを用意して研修を実施。
就農者コースは、農業法人等において栽培実習。営農開始の初期投資負担や生産技術の未熟さなどを考慮。研修終了後は一旦農業法人等へ就農し、経験を積んだ後に法人の後継者又は独立を選択。「経営者」向けは、技術だけでなく経営ノウハウも習得できる仕組み（カナダ等国外からの就農も受入）。

取組の成果・今後の方針等

- 高収益作物への転換と新規就農者の積極的な雇用により持続可能な営農を展開。
- 出し手・受け手情報の積み上げによる効率的なマッチングを推進。

山口県周防大島町の取組事例

す おう おお しま ちょう



ポイント

柑橘の産地に機構集積推進員が常駐し、行政やJAと連携しながら出し手と受け手をマッチング

概要

- 周防大島町は「みかんの島」として知られており、「やまぐちブランド」である「ゆめほっぺ」(せとみ)や「島そだち」(温州みかん)等の柑橘栽培が盛んな地域。
- 昭和30年代の高度経済成長期に、みかんの単価が良好であったことから、多くの地区で水田を樹園地に転換。
- 近年は、農業従事者の高齢化、後継者不足等により生産量が減少傾向。
- 町では平成18年に担い手支援センターを設置し、農地の集積や営農塾の開催、新規就農者の受け入れ等を推進。

(基本データ)

- ・農業地域類型: 中間農業地域・畑地型
- ・総農家数 1,445戸
- ・基幹的農業従事者数 999人
- ・認定農業者数 53経営体(うち法人数 3経営体)
- ・集落営農数 ー
- ・農業経営体の経営耕地面積 614ha(田101ha、畑513ha)
- ・1経営体あたりの耕地面積 57.2a
- ・主な農作物 柑橘
- ・農業委員数 14人 農地利用最適化推進委員数 21人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 平成25年2月に町全体を1プランとして策定し、毎年見直し。
- 令和元年度からプランを細分化して実質化を図っていく方針。

人・農地プランの概要

- プラン数 1(集落数 272)
 - ・中心経営体数 24(個人22、法人2)
- ・中心経営体の経営面積 57ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 町、JA、県が、一体的に新規就農者を育成支援して担い手確保。
- ほ場整備事業及び灌水施設などを導入することにより、生産性の高い樹園地への転換を進め、持続可能な樹園地を担い手へ集積。
- 新規就農者や規模拡大希望農家に既存の優良園地の集積・集約化を推進。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積 156ha(集積率9.1%)

【内訳】

認定農業者	114ha
認定新規就農者	33ha
基本構想水準到達者	9ha
集落営農経営	-ha



園地の様子



収穫作業



大島みかん

農地集積の阻害要因

- ・ みかんは、永年性作物のため、営農規模の拡大(縮小)意向や品種構成の転換時期が合わないとう園地継承が困難。
- ・ 条件不利地ほど貸付を希望。

出し手要因

- 高齢化により体力の衰えを感じつつも、現状維持を指向する傾向。
- 離農する場合も、樹園地への愛着があり貸付には消極的。

受け手要因

- 農道や進入路が未整備、高齢樹など園地の条件が悪いことが多く、借受を敬遠。
- 借受地でのハウス、灌水施設等の設置など新たな投資を躊躇。



大島大橋



保全管理園地

課題解決に向けた取組(工夫した点等)

○ 機構集積推進員の取組

- 担い手支援や就農相談の総合的な支援窓口である周防大島担い手支援センター(町とJAが設置)に常駐し、日常的に機構業務に取り組んでいるため、町や農業委員会との連携がスムーズ。
(周防大島担い手支援センターに再就職した元JA職員の活躍を機構が知って推進員へ抜擢)
- 高齢者の今後の離農動向や優良園地の情報を収集するとともに、機構事業の広報を担うなどきめ細かな活動を展開。
- 地域の出し手と受け手の情報に精通しているため、農地の利用集積に向けたマッチングを効率的に推進。
- 基盤整備園地で集積予定の担い手がリタイアしたことから、関係機関と連携のもと、借受農地管理等事業を活用して樹園地を保全管理し、次の担い手に継承(戸田地区)。

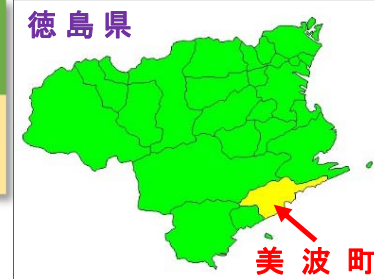
○ 関係機関の取組

- 町をはじめ関係機関は、就農相談対応や就農後の営農サポートのほか、機構集積推進員と連携した就農園地の確保や規模拡大に向けた取り組みを一体的に支援。
- 周防大島担い手支援センターは、新規就農者の受け入れだけでなく、高齢農家の要請に応じて、摘果・収穫・運搬作業等を行う登録スタッフを適宜派遣し、労働力不足の解消に向けた取り組みも実施。
- 基盤整備事業等を活用し、狭小、不整形な樹園地を区画整理するとともに、農道、灌水施設などを整備して、管理作業の効率化・担い手への樹園地集積を推進。

取組の成果・今後の方針等

- 基盤整備事業の集積予定園地を借受農地管理等事業を活用して保全管理し、新規就農者や規模拡大希望農家へ樹園地を集積。
- 新たな担い手を確保するとともに、基盤整備事業などを利用して生産性の高い樹園地に転換しつつ、新規就農者や規模拡大希望農家へ樹園地を集積し、生産量を確保していく。

徳島県美波町の取組事例



ポイント 機構を活用して元気なシルバー担い手へ農地を集積

概要

- 美波町は徳島県の南東部に位置し、海岸部は多くが「室戸阿南海岸国定公園」に指定され、風光明媚なりアス式海岸。産業は古くから漁業が中心。
- 農業は水稻が中心で、特別栽培米(乙姫米)の取り組みが慣行となっており、徹底した畦畔の雑草管理を実施。
一方、高齢農家や兼業農家が多く、米価下落を機に営農の規模縮小が進行するとともに、高齢化により担い手が不足。

- (基本データ)
- ・農業地域類型: 山間農業地域・水田型
 - ・総農家数 356戸
 - ・基幹的農業従事者数 152人
 - ・認定農業者数 4経営体(うち法人数 1経営体)
 - ・集落営農数 ー
 - ・農業経営体の経営耕地面積 211ha(田198ha、畑13ha)
 - ・1経営体あたりの耕地面積 82.6a
 - ・主な農作物 水稻
 - ・農業委員数 13人
 - ・農地利用最適化推進委員数 5人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 全53集落を7地区に分類(2地区はすでに実質化)。5地区について実質化に向けた工程表を作成。農業委員や農地利用最適化推進委員をはじめ、機構、JA等関係機関と連携して実質化を推進。

人・農地プランの概要

- プラン数 7(集落数53)
 - ・中心経営体数 37(個人36、法人1)
 - ・中心経営体の経営面積 91ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 町、農業委員会は、シルバー担い手から次世代(60代)へのバトンタッチがスムーズにできる集積を推進し、農地の維持・管理が継続できる体制を構築。
- 集落営農組織の立ち上げも視野に入れながら、新たな担い手を育成し、現在、耕作している農地を維持・管理。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積 91ha(集積率22.6%)

【内訳】

認定農業者	48ha
認定新規就農者	0ha
基本構想水準到達者	43ha
集落営農経営	-ha



シルバー担い手が守る圃場



WCS栽培に取り組む圃場



特別栽培米(乙姫米)



集落座談会の様子

農地集積の阻害要因

貸付相手や畦畔管理へのこだわりから集積が低調

出し手要因

- コメの減農薬栽培が慣行となっているため、畦畔の雑草管理が不十分な農業者には農地を貸したがらない傾向。
- 顔が見える関係を重視しており、見知らぬ担い手の参入を敬遠。
- 転出した地主の息子世代は、地元につながりが無いため、代替わりにより農地の貸付が頓挫。

受け手要因

- 米価下落以降、「稲作農家はもうからないから」と子に継承させようとせず、親元就農が低迷。
- 丁寧な畦畔管理が求められるため、規模拡大が困難。
- 高齢農家は、「規模拡大をしても農地を守り切れず、かえって迷惑をかけてしまう」との思いから新たな引き受けを敬遠。
- 条件不利地（未整備や遠隔地など）は営農効率の悪さから借受に難色。

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

町、農業委員会の取組

- 町は、数名のシルバー担い手が地域農業を支えている現状を踏まえ、顔が見える関係を重視し、シルバー担い手が疲弊しないよう配慮しながら時間をかけて機構を活用した集積を進めていく方針。
核となる大規模シルバー担い手に不測の事態（急なりタイヤ等）がある一気に遊休化する懸念があるため、シルバー担い手を中心とした話し合いの場を設け、「どのように農地を守っていくか」、「スムーズなバトンタッチ」等を協議するなど、「信頼できる橋渡し役」として草の根的に活動。
この結果、地元若手への働きかけにより、シルバー担い手が懇意にしていた農機具販売店のスタッフが就農に意欲。
- 農業委員会は、機構を通じてシルバー担い手（70～80代）に離農者の農地を集積し、その間に次世代（60代）を育成してつなげていくという考えのもと、農地集積の重点地区（2地区）を設定し、集落座談会を開催。効果的な農地の保全管理やシルバー担い手同士が助け合って農地を守っていく仕組みを検討。
また、条件不利地の有効活用を図るべく畜産農家と連携した稲発酵粗飼料（WCS）栽培を推奨。
→WCS栽培に取り組む担い手が増加したことにより、条件不利地の遊休化を抑制。

機構の取組

- 専門員は頻繁に町を訪問し、町担当者や農業委員とコミュニケーションを図り、出し手・受け手の掘り起こしを行うとともに、機構活用の農地集積が定着するようシルバー担い手等へ積極的にPR。

今後の方針等

- 後継者不足に伴う遊休化を防止するため、定年退職者や年金受給者など、「まだまだ農業ができる人」へアプローチ。



ポイント 機構、行政と集落の組織が一体となって地区外の担い手へ集積

概要

- 綾川町は香川県の中央に位置し、町の南部には山林が広がり、北部は小山に囲まれた起伏の多い丘陵地で形成。
- 農業は、米を中心に、いちご、きゅうりなどの園芸作物、柿などの果樹栽培も盛ん。また、既存の生産基盤や技術を活かしたブランド力の強化と併せ、担い手の育成や基盤整備の取組を推進。
- 年間降水量が少ないため、農業用水を多くのため池に依存しており、特殊な水利慣行のもとで営農。このため、多くの小規模農家、兼業農家が農地を保全。

- (基本データ)
- ・農業地域類型: 中間農業地域・水田型
 - ・総農家数 1,940戸
 - ・基幹的農業従事者数 1,326人
 - ・認定農業者数 81経営体(うち法人数 25経営体)
 - ・集落営農数 19
 - ・農業経営体の経営耕地面積 1,441ha(田1,344ha、畑97ha)
 - ・1経営体あたりの耕地面積 111.9a
 - ・主な農作物 水稻、野菜、果樹
 - ・農業委員数 19人
 - ・農地利用最適化推進委員数 20人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 平成26年3月に8地区でプランを策定し、町内全域をカバー。
- 毎年、「綾川町人・農地プラン検討会」を開催して各プランの見直しを実施。
- 令和元年度から各プランを細分化して実質化を図っていく方針。

人・農地プランの概要

- プラン数 8 (集落数 230)
 - ・中心経営体数 91 (個人64、法人16、集落営農11)
- ・中心経営体の経営面積 440ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 町、農業委員会、機構等の関係機関が連携して担い手への農地集積を推進。
- 特に、基盤整備事業実施地区においては集落営農法人の設立・育成の取り組みを積極的に支援。



関係者と連携強化

農地集積の現状

- 担い手への農地利用集積面積 557ha (集積率27.0%)

【内訳】

認定農業者	447ha
認定新規就農者	23ha
基本構想水準到達者	4ha
集落営農組織	83ha



地域の話し合いの様子

農地集積の阻害要因

特殊な水利慣行が農地保全に影響

出し手要因

- 小規模兼業農家が多く、農業機械の共同利用や公社による農作業サポートによって当面は現状維持できることから、集積に対する意識が低調。
- 公共事業等による農地転用への期待から、安易に手放したくないと考える傾向。

受け手要因

- ため池の管理や農地の配水順序など、地域独自の水利慣行（水管理は耕作者が実施）があるため、借受を躊躇。
- コンクリート畦畔の農地は、区画の拡大による効率化が難しいため、引き受けを敬遠。
- 区画整理が進んでいない農地は、用排水の利便性が低いうえに農道整備も遅れている（大型農業機械による作業が出来ない）ため、引き受けを躊躇。



地権者と担い手の交流会



課題解決に向けた取組（工夫した点等）

○ 機構、農業委員会の取組

- 機構（推進員）は、担い手不在の地区の代表者（以下「代表者」）から、「地区外の担い手に農地を任せたい」と相談を受け、「地区外の担い手呼び込むには、地域で話し合っただけで面的にまとまった農地にすることが重要」等と助言。
また、農業委員会、代表者とともに地権者に呼びかけて機構制度の説明会を重ねて実施し、担い手への集積の必要性等の周知に尽力。
- 機構は、農業委員会と連携して、代表者、地区外の担い手とともに、貸付希望のある農地の現地確認を実施。
- 農業委員会は、地域の農地の実態を俯瞰的に見られるよう、代表者に農地の権利設定の状況を地図化するようアドバイス。
また、筆毎に異なっている貸借期間をそろえ、担い手にまとまった農地を貸し付けられるよう、必要に応じて合意解約手続き等の利用調整を推進。
- 機構、農業委員会、代表者は、担い手の営農実績、栽培品目、青年農業者としての活躍などを地権者に紹介し、担い手が地権者と良好な関係が構築出来るよう配慮。→担い手は地域に溶け込みながら経営規模の拡大が実現。

○ 非農家有志による取組（松崎農地活用推進委員会）

- 人と農地の問題を解決するために地区の土地持ち非農家有志が中心となって結成した組織。耕作を委託してきた担い手が急遽リタイヤしたことにより担い手不在となり、農地の遊休化を懸念した有志が危機意識を共有、機構を活用した担い手への集積を決意。
- 委員会の役員は、機構を活用した集積の実働部隊として、制度のメリットを地権者に対し丁寧に説明することで理解を促すとともに、水利慣行、ため池や畦畔の維持管理に関する役割分担など、集積に係るきめ細かな調整活動を率先して行い、地区外担い手への円滑な集積に貢献。

取組の成果・今後の方針等

- 機構、農業委員会、集落の代表者個々の得意分野を発揮できたことや関係者の連携により、意欲ある担い手へ円滑に集積。
- 本取組を横展開して集落における担い手不足を解消。

愛媛県西予市(旧宇和町地域)の取組事例



ポイント

基盤整備事業を機に新たな集落営農法人を設立して農地を集積

概要

○ 西予市は愛媛県の西南部に位置し、海岸部の温暖な気候を利用した柑橘経営(温州みかん、伊予柑、ポンカン)、山間盆地での水田農業、中山間地帯の畜産や野菜(きゅうり、ピーマン、なす)と水稻を組み合わせた複合経営など、多様な農業経営が営まれており、四国一ともいえる多品目産地。

○ 山間地域では、基盤整備が行われていない区画、形状の悪い圃場や山沿いの畑地等が多く、有害鳥獣による被害等、遊休農地の増加を懸念。

(基本データ)※西予市全体

- ・農業地域類型: 中間農業地域・田畑型
- ・総農家数 3,532戸
- ・基幹的農業従事者数 3,069人
- ・認定農業者数 477経営体(うち法人数 40経営体)
- ・集落営農数 41
- ・農業経営体の経営耕地面積 3,187ha(田1,738ha、畑1449ha)
- ・1経営体あたりの耕地面積 133.5a
- ・主な農作物 水稻(旧宇和町地域)
- ・農業委員数 19人
- ・農地利用最適化推進委員数 19人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 市、J Aが原案を作成し、50集落を小学校区単位に分けて6プランを策定。
- 各プランは、市、J Aが見直しを行いながら関係機関と連携して実質化を推進。

人・農地プランの概要

- プラン数 6 (集落数50)
 - ・中心経営体数 196 (個人132、法人53、集落営農11)
- ・中心経営体の経営面積 630ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 農地利用最適化推進委員が中心となり、J A、市、農業委員会等関係機関が連携して機構を活用した担い手への集積を推進。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積 1,915ha (集積率41.0%)
※西予市全体

【内訳】

認定農業者	1,777ha
認定新規就農者	23ha
基本構想水準到達者	102ha
集落営農経営	13ha



わらぐろ



旧宇和町の田園風景



話し合いの様子

農地集積の阻害要因

担い手確保に手立てがなく地元が苦慮

出し手要因

- 信頼できる人に預けたい、との思いから、気心の知れる間柄での貸し借りが大半。

受け手要因

- 平場では、地区外からの担い手参入も進み、田畑輪換による複合経営に取り組んでいるが、山あいは、狭小な農地や湿田が多く作業効率の悪さや収穫量の少なさから引き受けを敬遠。
- 地区外の担い手は、より良い条件の農地を引き受けると、これまで借り受けていた農地を返してしまう傾向。
- 高齢化により労働力が不足し規模拡大が困難。
- 入作している担い手が急遽リタイヤし、条件の良い農地が耕作者不在となる事案も発生。



話し合いの様子



旧宇和町の田園風景

課題解決に向けた取組(工夫した点等)

市・農業委員会・県の出先機関・機構の取組

- 市は、担い手の絶対的な不足や耕作条件不利地を抱える集落の代表者から「なんとか地域の農地を守りたい」との相談を受け、農地中間管理機構関連農地整備事業を提案。農業委員会、機構とともに、地区内外の担い手、非担い手、土地持ち非農家等を参集した全体説明会を実施し、事業を活用した集積や分散錯圃解消の機運を醸成。
- 市及び機構は、農業委員・農地利用最適化推進委員が実施した現地調査結果を基に、住民説明会において基盤整備の必要性を説明して地元の合意を取得。
- 市は、JAと連携した支援組織を設置し、担い手の営農活動をサポート。また、基盤整備後のすべての農地を担う集落営農法人の設立に尽力し、機構を活用した新規設立法人への20haの農地集積を実現。
- 県の出先機関（南予地方局）は、労働力不足に悩む担い手を支えるため、障がい者が農業に関わる農福連携を推進。
→市の福祉サイド（西予総合福祉会）を通じて就労継続支援（B型）事業所と担い手をマッチング。

JAの取組

- 担い手確保のため、遊休化していた農地に研修用ハウスを整備。就農希望者に施設園芸（いちご、きゅうり、トマト）の栽培技術を習得させるとともに、研修用ハウスをそのまま貸与することで就農を支援。
- 離農に伴う空きハウス情報を収集し、規模拡大希望農家等に貸し出す仕組みを構築。
- 市と連携して集落営農法人の経営に対する助言や同法人がチャレンジしている高収益作物（たまねぎ、白ねぎなど）の栽培指導を行うなど営農継続できるようサポート。

取組の成果・今後の方針等

- 機構活用により農地の集積・集約化が図られ経営規模拡大と作業効率の向上が実現。
- 基盤整備事業を活用した区画拡大、汎用化を図りつつ、担い手への農地の集積・集約化を推進。

高知県北川村の取組事例



ポイント

次世代に園地をつなぐため、村が主体となって基盤整備・集約化を進め、就農環境を整備

概要

- 北川村は高知県東部に位置し森林が総面積の約95%を占める中山間地域であるが、主力産物（北川ブランド）のユズは、EU諸国において、「独特な香りでインパクトがある食材」と高評価を受けるなど人気の産地。
- 2012年、フランス向けに全国で初めて青果ユズの輸出が実現。これを契機に世界25か国以上の販路を獲得。国内需要も増加しているが、未整備な園地が多いことや深刻な人口減少に伴う担い手不足から生産量に限界。
- 「村に住み、村で生活可能な収入を得られる農業（ユズ）の構築」を目指し、村主導で新規就農者の育成やユズ園地の整備・集約化に着手。

（参考）北川村の人口

2015年→1,294人（総務省国勢調査）

2040年→ 791人

（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口」）

（基本データ）

- ・農業地域類型：山間農業地域・田畑型
- ・総農家数 248戸
- ・基幹的農業従事者数 217人
- ・認定農業者数 10経営体（うち法人数 1経営体）
- ・集落営農数 3
- ・農業経営体の経営耕地面積
148ha（田62ha、畑86ha）
- ・1経営体あたりの耕地面積 71.0a
- ・主な農作物 ユズ
- ・農業委員数 11人
- ・農地利用最適化推進委員数 2人

人・農地プラン

人・農地プランの策定方針

- 各集落単位でプランを策定。
- 今後、プラン実質化に向けた営農意向調査を実施するとともにその結果を地図化して各集落での話し合いを進めていく予定。

人・農地プランの概要

- プラン数 2（集落数21）
 - ・中心経営体数 12（個人11、法人1）
- ・中心経営体の経営面積 35ha

農地集積

農地集積の取組方針

- 村を中心にJA、農業委員会、改良区等の関係機関が連携して農地集積を推進。
- 耕作条件を改善することで担い手への集積につながる未利用農地については、農地中間管理機構関連農地整備事業を含む土地改良事業を検討。

農地集積の現状 平成31年3月末現在

- 担い手への農地利用集積面積
31ha（集積率12.4%）

【内訳】

認定農業者	19ha
認定新規農業者	3ha
基本構想水準到達者	7ha
集落営農経営	2ha



北川村主力産物のユズ



収穫期のユズ園地



農地集積の阻害要因

出し手要因

- 高齢化による離農が進行するものの、「信頼できる者に任せたい」という意識から、地元にはゆかりのない就農希望者に対しては貸付に難色（子や孫は、作業効率が悪い段々畑での営農を敬遠し、村外で生計を立てる傾向）。
- 相続未登記の園地が多く、換地における共有者の同意取得等が負担となり、集積・集約化が停滞。

受け手要因

- ユズの市場ニーズは高いが、急峻、狭小な園地や段々畑のため、作業機械の導入による省力化ができず経営規模の拡大が困難。
- 高齢樹が多く収益性が低下してきていることに加え、地権者毎に園地が点在しているため、まとまった園地が確保できず就農に不安。

産地再生のきっかけ

◇ユズ人気の高まり等で需要が増加(※)するも、園地未整備のため生産量に限界。

※需要に対する供給量が7割弱

参考（販路） 海外展開

2009年ユズ大豊作により価格が暴落し収益が激減。EUにおけるユズ人気に活路を見だし、村と県が連携して販売促進。フランスにおける賞味会の成功を契機にマーケットを確保。

「KOUCHI YUZU」ブランドが各国で浸透し波及効果で国内需要も増加。ユズ農家も技術向上に目を向ける等「輸出」への機運が上昇。



海外に輸出される青果ユズ

課題解決に向けた取組（工夫した点等）

村の取組

- 基幹作物であるユズ栽培の効率化を推進するため、農地中間管理機構関連農地整備事業（機構関連事業）の創設を契機に基盤整備に着手。
- 事業要件を満たすため、売却を希望する一部地権者の園地を農地利用集積円滑化団体が購入し機構へ集積。
- 整備した園地は、新規就農者や専門化を目指す規模拡大希望の農家に転貸。園地を次世代へ継承するとともに既存農家には規模拡大を進める等「ユズの産業化」を展開。
- 農業次世代人材投資事業を活用して新規就農者の就農準備段階や経営開始時を支援するとともに、高知大学と連携して栽培技術レベルに合わせた講座を開催する等農家が高収益を得られる仕組みを構築。

関係機関等の取組

- 農業委員と農地利用最適化推進委員は、機構関連事業の実施に際し、地域全体の合意を得るため、村が設置した農地利用集積専門員（専門員）と連携して地権者に個別説明。
- 機構推進支援員と専門員は、相続未登記農地（約40%）の相続人に対して戸別訪問や郵送・電話により説明。
- J A は、村と連携して収益性の低下した園地の改植を促進。また、整備後の園地で滞りなく新植できるよう優良苗木を確保するとともに村内でも苗木を育成。
- 先進農家は、新規就農希望者を自己所有の園地に受け入れ、独立するまで技術指導（研修）。

取組の成果・今後の方針等

- 基盤整備による生産力強化や子や孫の就農・新規就農者の確保により地域が活性化。
- 市場ニーズに応えることで安定した取引と新たな販路開拓に期待。

農地集積のイメージ

